

建設機械等レンタル約款

この約款は、賃借人を甲（以下「甲」という。）、賃借人の連帯保証人を乙（以下「乙」という。）、賃貸人である株式会社技研製作所を丙（以下「丙」という。）、甲丙間の仲介人を丁（以下「丁」という。）として、甲丙間の建設機械等（以下「物件」という。）の動産賃貸借契約（以下、「レンタル契約」という。）に適用する。

第1条 レンタル契約の適用範囲と丁の義務

レンタル契約は、甲と丙の間で直接締結される場合および丁が甲丙間の仲介をする場合がある。

- 2 仲介が無く、甲と丙の間で直接締結するレンタル契約は、この約款のすべての条項を内容として、甲と丙との間において成立する。
- 3 丁が甲丙間の仲介をした結果、甲と丙の間でこの約款のすべての条項を内容として成立する契約において、丁は、この約款第4条に規定するレンタル料金および第10条に規定する損害補償について、甲と連帯して債務を履行しなければならない。
- 4 丁が甲との間で締結する契約その他一切の合意について、丙は一切の責任を負わない。

第2条 レンタル契約の成立

甲または丁が、丙の指定するレンタル申込書にて丙に物件のレンタルを申込み、丙が甲または丁に受諾の意思を通知した時点で、甲丙間でこの約款を内容とするレンタル契約が成立する。

第3条 レンタル期間

レンタル期間は、原則として物件を丙もしくは丙が指定した者が出荷した日より、甲が丙の指定した場所へ返還した日迄とする。

第4条 レンタル料金

レンタル料金は、原則としてレンタル期間（日曜日を除く。）に対して課金する。ただし、「圧入機（以下「製品」という。）のレンタルで、レンタル期間が暦日数5日間以上の場合」、または「製品以外の物件のレンタルで、丙の指定した場所を基点とする場合」のいずれかに該当する場合は、それぞれ下記のとおりレンタル料金を課金する。

- ① 製品のレンタルで、レンタル期間が暦日数5日間以上の場合

基準	計算開始	計算終了
土曜日または祝祭日の前日出荷	月曜日または祝祭日の翌日	—
月曜日または祝祭日の翌日返還	—	土曜日または祝祭日の前日迄

- ② 製品以外の物件のレンタルで、丙の指定した場所を基点とする直接取引の場合

甲の直接引取（返還）の場合は、午前10時以降出荷の場合は翌日より、午前10時迄に返還の場合は前日までの計算とする。

基準	計算開始	計算終了
午前10時以降の出荷	出荷した日の翌日	—
午前10時迄の返還	—	返還した日の前日

- ③ 製品以外の物件のレンタルで、甲の指定もしくは了承による、丙もしくは丙が指定した者の発送手配の場合

なお、甲は、丙あるいは丙が指定した者の責によることのない天候および道路事情等の不可抗力により、計算の開始または終了の起算日を変更することがあることを予め承諾する。

発送地域	到着地域	計算開始	計算終了
関東工場・東日本方面からの出荷	北海道地区	翌々日	前々日
	九州地区 (沖縄県除く)		
	中国地区 (広島県、岡山県は除く ただし離島は含む)		
	四国地区	翌々日	前々日
	沖縄県	翌翌々日	前前々日
	上記以外の地区	翌日	前日
関西工場・中部・西日本方面指定工場よりの出荷	北海道地区	翌々日	前々日
	東北地区		
	九州地区 (福岡県、佐賀県除く)		
	上記以外の地区	翌日	前日

- 2 レンタル料金は別途丙の定めた期間別料金規定によるものとし、丙は甲より見積の依頼があったときに遅滞なく見積書を甲に提出し、甲は丙が定める書式によるレンタル申込書を丙へ提出し、当該申込を丙が承諾することによりレンタル契約が成立する。
- 3 甲が、レンタル期間の短縮、または延長を申し出て、丙がそれを認めたときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。
- 4 丙は、毎月甲に対し請求書を発行し、甲は、請求書に基づき別途甲丙間で合意した支払い条件に従いレンタル料金を丙に支払わなければならない。
- 5 甲が前項の金銭債務の履行を遅延した場合は、甲は丙に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第5条 保証金

甲はレンタルの申込みと同時に、丙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので丙に預け入れなければならない。この保証金として預け入れる現金またはそれに代わるものはレンタル契約履行の担保とし、当該申込みにかかるレンタル期間終了時に清算する。なお、この預け入れた金員に利息はつけない。

第6条 物件の引渡し

丙の物件引渡しは、原則として丙の指定場所で、丙の営業時間内（祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時）に、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

- 2 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、第7条第1項に定める検収を実施しなければならない。
- 3 物件の搬出入・運送・積み下ろしなどともなう費用および事故等の危険については、丙の手配による場合を含め甲の負担とする。
- 4 組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件の引渡しについては、その都度申込み時にレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。
- 5 甲が物件引渡し予定日の3営業日前までに一定の予告をせず、実際に引き取らないときは、丙はレンタル契約を解除できる。この場合、甲は、丙が物件の搬出準備に要した費用を丙に支払わなければならない。また、契約を解除しない場合においても、甲は、引き取り遅延損害金を丙に支払わなければならない。

第7条 物件の検収

甲は、物件受領後、ただちに丙の発行する出荷案内状、あるいは納品書（チェックリスト含む）ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認しなければならない。なお、この検収に合格したとき、甲は丙に受領書を交付しなければならない。

- 2 前項の検収において、甲が物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに丙に連絡しなければならない。なお、丙は、甲から連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに当該物件を修理するか、または代替の物件に交換する。

第8条 物件の保守管理および使用

甲は、物件を、善良なる管理者の注意をもって保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常な状態に維持管理して使用しなければならない。なお、その為の費用は特約のない限り甲が負担する。

- 2 丙は、物件の貸出前出庫時点検、年次点検、定期点検そのほか法令に定められた点検整備を行わなければならない。
- 3 甲は、丙の発行する点検表に基づき、物件の日常点検を甲の責任と負担でこれを行わなければならない。なお、甲は、この日常点検の実施記録を保存し、当該物件の返還時にあわせて丙に提出しなければならない。
- 4 甲は、物件の使用中に不具合等を発見した場合はすみやかに丙または丙の指定する者に報告し、指示に従い保全措置を講じなければならない。
- 5 甲の責に帰することができない不可抗力により物件が故障・破損した場合は、丙の責任と負担で当該物件を修理するか、または代替の物件に入れ替える。
- 6 一定期間以上の長期レンタルの場合、レンタル期間中一時的に物件を使用しない期間が発生する場合、甲の申し出により甲の負担にて丙または丙の指定した者が物件を保管することができる。
- 7 甲は、物件の操作について法令による有資格者および次の有資格者がおこない、丙の発行する取扱説明書に従うとともに、法令および物件を使用する現場での規定および安全対策を遵守しなければならない。

・全国圧入協会が実施する圧入施工技能審査に合格し一級圧入施工技士または二級圧入施工技士の資格を有する者。

- ・法令に基づき実施した杭圧入引抜機の特別教育を受講し修了した者。

第9条 物件の検査

丙は、物件の使用場所において、いつでも当該物件の使用ならびに保管の状況を検査および是正を指示することができる。

第10条 損害補償

レンタル期間中の物件が故障・毀損・滅失（以下「故障等」という。）した場合または盗難にあった場合の損害は甲の負担とし、甲は丙に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、故障等が丙の責に帰すべき事由が原因であることを甲が立証した場合は除く。

- 2 物件が、天災地変、その他甲丙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失・毀損した場合の損害の負担については、甲丙が協議して定める。ただし、甲が社会通念上行すべき保全対処を施していなかった場合は甲の負担とする。
- 3 丙は、理由のいかんにかかわらず物件の故障等による工事の遅れまたは手待ちによる損害、河川等環境保全に対する損害、第三者の資産に対する損害を負担しない。
- 4 甲の物件の保管または使用に関連して第三者に対し、人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

第11条 禁止事項

甲は、事前に丙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

- ①物件を、他の動産または不動産に付着させること、また既に物件に付着しているものを取り外すこと。
- ②物件の改造、あるいは性能・機能など原状を変更すること。
- ③物件を、本来の用途以外に使用すること。
- ④レンタル申込みに基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
- ⑤物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
- ⑥物件に表示された所有者の表示や標識を、丙の承諾なしに抹消、または取り外すこと。

第12条 通知義務

甲、乙、丙および丁は次の各号のいずれかに該当した場合には、すみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。

- ①物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- ②住所を移転したとき。
- ③代表者を変更したとき。
- ④支払条件および支払方法を変更したとき。
- ⑤事業の内容に重要な変更があったとき。
- ⑥物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

第13条 レンタル契約の変更

レンタル契約成立後、甲がやむを得ない事由により事前にレンタル開始日の変更を希望する場合、レンタル開始日または発送予定日の3営業日前までに丙に変更を申し出た場合に限りその変更を受け付ける。

- 2 甲が、レンタル期間中にレンタル期間の延長を希望する場合には、当初返還予定日の3営業日前迄に丙に通知しなければならない。ただし、丙の事情により受付できない場合があることを甲は予め承諾する。

第 14 条 物件の返還

- 甲は、レンタル申込書記載の返却日、または第 15 条により丙から物件返還の請求があった時はただちに物件を丙の定める場所へ返還しなければならない。なお、丙は物件の検収後、甲に受領書を交付する。
- 2 返還に伴う運送費、その物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
 - 3 物件の返還は、原則として甲丙双方立会のうえ、行うこととする。ただし、甲が立会うことができない場合は、丙の検収をもって有効とする。
 - 4 甲は、物件返還前に丙指定の事項に基づいて物件に毀損および備品の欠品がないことを確認し、物件返還時に丙に報告しなければならない。物件に不具合および欠品がある場合はそれが丙の責に帰す場合を除き、甲がその費用を支払う。
 - 5 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。
 - 6 甲が丙に対して、物件の返還を遅延した時は、返還日までのレンタル料相当額に遅延損害金を付加した金額を丙に対し支払わなければならない。

第 15 条 レンタル取引解除

甲もしくは丙が、下記の各号の一に該当した場合、その相手方はレンタル契約を解除することができる。この場合丙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、丙の引取に対して甲は丙に協力しなければならない。

- ①相手方が、この約款の条項のいずれかに違反したとき。
- ②甲が、レンタル料の支払いを 1 回でも遅延したとき。
- ③経営が悪化し、営業の継続が困難であると丙が認めたとき。
- ④小切手もしくは手形の不渡りを 1 回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
- ⑤甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ⑥甲または丙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生の各手続開始申立てをしたとき。
- ⑦レンタル物件が盗難にあった場合、または物件が滅失・毀損し使用不能となったとき。

第 16 条 秘密の保持

- 甲は、レンタル契約の履行にともない、丙の機械や経営について知り得た情報・知識・技術および丙の営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。また、甲の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。
- 2 丙は、レンタル契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、レンタル期間終了後といえども他に漏らしてはならない。また、丙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

第 17 条 連帯保証人

甲は、丙が必要とする場合には乙を連帯保証人としてつけなければならない。なお、乙は甲と連帯して、甲が負担する一切の義務の履行を保証する。

第 18 条 ソフトウェアの使用許諾

甲は、物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用権設定、複製または改変等の行為を行うことはできない。

- 2 甲が物件に記録した一切のデータについては、自己の責任において消去の上、丙に返却しなければならない。なお、物件を返却後のデータに関して丙は一切その責を負わない。

第19条（反社会的勢力の排除）

甲は、レンタル契約の締結日において、自らおよびそれぞれの役員（役員、従業員、またはこれらに準ずる者を含む。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係をすること。
 - ②暴力団が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて丙の信用を毀損し、または丙の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号の一に準ずる行為。
 - 3 甲が、反社会的勢力もしくは第1項各号の一に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、丙は、何らの催告を要せず通知のみで、ただちにレンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第15条適用する。
 - 4 前項の定めにより、丙が契約を解除した場合、甲は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとし、丙に生じる一切の損害について賠償しなければならない。

第20条 補則

この約款に定めのない事項については、甲乙丙丁が誠意をもって協議し処理解決しなければならない。

- 2 この約款およびレンタル料金は予告なしに改訂することがある。
- 3 丙は、前項の改訂を行った場合、遅滞なく甲および丁にその旨を通知しなければならない。

第21条 管轄裁判所

甲、乙、丙および丁は、この約款に関するすべての訴訟については、高知地方裁判所または高知簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以 上

(ver7.0-2020/*)